

議案第 6 5 号

三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例

三田市企業立地促進条例（平成14年三田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「単に事業所を移転するのではなく、同一の業種又は異なる業種」を「既存の事業所を維持したまま、新たに事業」に改め、同条第4号中「企業立地促進地区において、事業所を有する者が」を「企業立地促進地区に事業所を有する者が同一敷地内において、」に改め、「、同一の業種又は異なる業種の用に供する」を削り、同条に次の1号を加える。

- (5) 移設 企業立地促進地区において、市内に事業所を有する者が既存の事業所の全部又は一部を廃止して、事業の用に供する施設（規則に定める事業規模を著しく縮小する場合における当該施設を除く。）を設置することをいう。

第3条第1項各号列記以外の部分及び第5条第1項中「又は増設」を「、増設又は移設」に改め、同条第2項中「5年度分」を「新設又は増設にあつては5年度分、移設にあつては3年度分」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。